



空き家は適切に管理しましょう！

ホームページ

しりべし空き家BANK



○空き家の適切な管理

近年、台風等の強風により、空き家の屋根材や外壁材等が飛散する事例が町内でも発生しています。万が一、近隣の住宅や通行人等へ損害を与えた場合は、空き家の所有者が責任を問われることになります。空き家を所有されている方は、台風シーズンを前に今一度空き家の点検を行い、必要に応じて補修を行うなど適正管理に努めるようお願いします。

○空き家の取り壊し（除却）

町では、老朽化した空き家を取り壊す際の除却費用やアスベスト調査費用の一部を補助する「空家住宅除却費補助制度」を実施しています。

制度の内容等については、問合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

○空き家の売却等について

町では、後志管内の市町村や建築・不動産の専門家団体、後志総合振興局と連携し、管内の空き家物件情報を登録・掲載する「しりべし空き家BANK（バンク）」を共同で運営しています。

空き家の売却や賃貸としての活用を検討しており、登録を希望される方は、問合せいただくか、「しりべし空き家BANK」のホームページをご覧ください。

問合せ まちづくり計画課 空家対策担当 ☎ 21-2124



一人で悩まないで！「こどもの人権相談」強化週間

法務局では、こどもの人権についての専門相談電話「こどもの人権110番」を設置しているほか、LINEによる人権相談も受付けています。いじめや虐待など、こどもの人権に関する悩みをご相談ください。

なお、8月28日（金）から9月3日（木）までは、「全国一斉『こどもの人権相談』強化週間」です。期間中は平日の受付時間を延長して、土日も対応します。

電話相談：こどもの人権110番（フリーダイヤル）0120-007-110（全国共通・通話料無料）

LINE相談：アカウント名「法務局LINEじんけん相談」 検索ID @linejinkensoudan

受付時間：平日8:30～17:15（年末年始を除く）

強化週間中の受付時間：8月28日（金）、31日（月）～9月3日（木） 8:30～19:00
8月29日（土）、30日（日） 10:00～17:00

問合せ 福祉課 福祉係 ☎ 21-2120



お墓参りをされる方へのお願い

まもなくお盆を迎え、お墓参りをされる方が多くなります。供物等をそのまま置いておくと、カラス等に荒らされ、墓地内や境内に散乱する原因となります。供物・ゴミ等は必ずお持ち帰りください。

また、お墓参りの際は、スズメバチやアブ、ヘビ等に十分ご注意ください。

なお、栄墓地（栄町249番地1 永福寺裏）に設置していた臨時給水タンクは、今年度から設置しません。使用する水は各自でご持参ください。

問合せ 環境対策課 環境衛生係 ☎ 21-2118

広告

あなたの
悩みに

コタエを
出します

**面談
電話**

相談予約
ダイヤル

完全無料

0134-23-8373

平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

電話で相談

011-281-8686

※掲載の時間や相談方法等は予告なく変更する場合がございます。

札幌弁護士会 おたる法律相談センター



水資源保全地域内の土地取引行為には
事前届出が必要です

北海道では、豊かな水資源の恵みを将来の世代においても享受できるよう、「北海道水資源の保全に関する条例」を制定しています。条例に基づき指定された水資源保全地域で土地取引を行う場合は、契約締結の3か月前までに、その土地を所管する総合振興局・振興局などに届出が必要です。

問合せ 北海道 計画局 土地水対策課 ☎ 011-204-5178